

基安発 0922 第 4 号

平成 29 年 9 月 22 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部長
(公印省略)

職場における死亡災害撲滅に向けた対策の推進について

平成 29 年 9 月 22 日付け基安発 0922 第 1 号「職場における死亡災害撲滅に向けた緊急要請について」により、関係事業者に対する労働災害防止対策の適切な指導及び関係団体に対する緊急要請の実施について指示したところであるが、死亡災害の増加が認められる業種の対策の推進に当たっては、これらと併せ、労働災害防止団体等と連携しつつ、特に下記に留意の上、各局の実情に即した効果的な実施に遺漏なきを期されたい。

記

1 基本的な安全管理の取組の徹底

最近発生した死亡災害をみると、基本的な安全管理の取組が徹底されていないことなどによるものが散見されることから、個別指導や集団指導等の際には、各事業場で整備している安全作業マニュアルの労働者への周知、その遵守状況の確認など、基本的な取組が徹底されるよう指導を行うこと。

2 死亡災害の増加が認められる業種対策

当該業種に属する事業場に対する個別指導や集団指導等の際には、管内の死亡災害の発生状況等を踏まえつつ、次の事項に留意すること。

(1) 建設業

ア 「はさまれ・巻き込まれ」、「墜落・転落」及び「交通事故（道路）」による死亡災害が特に増加していることから、店社、元請及び関係請負人に対し、次の事項を指導すること。

- ① 車両系建設機械等との接触による災害が多数発生していることから、労働者の旋回範囲等への立入禁止、誘導員の配置など、基本的な安全管理の徹底を図ること。

② 高所作業における作業床の設置、安全帯の着実な使用など、基本的な安全措置の徹底を図るとともに、改めて労働者に対しても意識啓発を図ること。

③ 交通労働災害防止については、平成 27 年 8 月 6 日基安安発 0806 第 1 号「建設業における交通労働災害防止対策の徹底について」で示した分析結果や対策を踏まえて取り組むこと。

イ 死亡災害（8月末現在）は、前年同期と比べ、全国的には土木工事業が 21 人増、建築工事業が 8 人増、その他の建設業が 2 人増となっているが、局ごとにみると、建築工事業が大きく増加している局、土木工事業、建築工事業ともに大きく増加している局などの特徴がみられるので、管内の災害発生状況の分析結果等を踏まえ、効果的な対策の推進に努めること。

また、土木工事業については、発注機関に対しても、現場の安全衛生管理状況を把握し、必要に応じ、元請を指導するなどの協力を求めること。

(2) 陸上貨物運送事業

ア 荷役作業の死亡災害の多くを占める 5 大災害（①墜落・転落、②荷崩れ、③フォークリフト使用時の事故、④無人暴走及び⑤トラック後退時の事故）を防止するため、陸上貨物運送事業者に対し、チェックリスト（平成 29 年 3 月 16 日付け基安安発 0316 第 1 号「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策の推進について」の別紙）を活用し、保護帽の着用をはじめとした労働災害防止対策の取組を求めること。特に逸走したトラックを止めようとして轢かれるなどの死亡事故が 8 件発生していることから、降車時の逸走防止対策の徹底について指導すること。

イ 荷主等に対しても同様に、チェックリストを活用した荷役 5 大災害の防止対策の実施等について、周知、指導等を行うこと。

なお、本年 9 月下旬より、厚生労働省委託事業として（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会が、荷主等の事業場を対象に「荷役災害防止担当者安全衛生教育講習会」を実施するので、特に製造業、小売業（大規模商業施設等）、倉庫業の事業場を中心として受講勧奨すること。

ウ 本年に発生した 69 件の死亡災害のうち、交通事故によるものは 32 件と約半数を占めていることから、関係行政機関、関係団体等と連携し、「交通労働災害防止のためのガイドライン」（平成 25 年 5 月 28 日付け基発 0528 第 2 号）の周知を徹底すること。

(3) 林業

ア 今後、伐木作業が本格化する時期を迎えることから、昨年と比べ、死亡災害が 2 人以上増加している局においては、個別指導や集団指導に努めることにとどまらず、林業・木材製造業労働災害防止協会都道府県支部、森林管理署、都道府県、森林組合等の関係機関と連携し、これ以上死亡災害を発生させないという機運の醸成を図

る取組を進めること。

なお、それ以外の局においても、関係機関と連携し、必要に応じて、労働災害防止の機運の醸成を図るための取組等を進めること。

イ 「激突され」、「飛来落下」及び「はさまれ・巻き込まれ」といった伐木作業における災害が増加していることから、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」（平成27年12月7日付け基発1207第3号）等に示された事項、具体的には、①受け口を適切に切ること、②樹高の2倍以内に伐倒者以外の労働者を立ち入らせないこと、③かかり木処理においてあびせ倒し等の危険な方法を実施しないこと、④消防等救急機関への連絡体制を確保すること、⑤災害発生時の救急措置の保護衣の着用を徹底すること等について指導すること。

(4) 製造業

ア 死亡災害の約3分の1を「はさまれ・巻き込まれ」が占めていることを踏まえ、引き続き、リスクアセスメントや機能安全による機械設備の安全対策の促進を図ること。

イ 施設の老朽化等による労働災害も発生していることから、高経年設備に対する優先順位を付けた点検・補修等を実施するよう指導すること。

ウ 上記の対策の実施に当たっては、本年3月に設立された「製造業安全対策官民協議会」の成果 (<http://www.jisha.or.jp/seizogyo-kyogikai/index.html>) を活用するよう指導することなどにより、自主的な取組を促すこと。

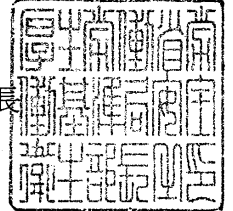


基安発 0922 第 2 号
平成 29 年 9 月 22 日

中央労働災害防止協会会長 殿

厚生労働省労働基準局

安全衛生部長



職場における死亡災害撲滅に向けた緊急要請について

労働災害の防止につきましては、平素より格別のご協力を賜り深く感謝申し上げます。

労働災害による休業4日以上之死傷者数は、昨年は前年より増加し、平成29年も減少傾向がみられず、また、死亡者数は、昨年は2年連続で過去最少となったものの、平成29年は対前年比で9.6%（8月末現在）の増加となっており、極めて憂慮すべき事態です。

このため、別添のとおり、職場における死亡災害撲滅に向けた緊急要請をいたします。貴団体としての取組を強化いただくとともに、傘下の会員事業場への周知につきまして、特段のご配慮をお願いいたします。

職場における死亡災害撲滅に向けた緊急要請

労働災害の発生件数は、労使の皆様をはじめ、関係各位のご尽力により長期的には着実に減少してきており、特に死亡者数は、昨年は2年連続で過去最少となりました。しかしながら、休業4日以上之死傷者数は、昨年は前年より増加し、平成29年も減少傾向がみられない状況です。また、平成29年は死亡災害が夏場に急増し、対前年比で9.6%（8月末現在）の増加となっております。この傾向が続けば、死傷災害、死亡災害ともに前年に比べ増加という極めて憂慮すべき事態も十分想定されます。

特に、8月単月では、死亡災害は、前年同月比57.1%の大幅な増加となっており、ここ最近発生した死亡災害を個別にみると、基本的な安全管理の取組が徹底されていないことによるものが多数見られ、企業の景況感が改善する中、人手不足が顕在化し、安全衛生管理体制がおろそかになっている状況が懸念されます。

一方、第12次労働災害防止計画では、死亡災害、死傷災害ともに平成24年比で平成29年までに15%以上減少させることを目標としていますが、平成29年度が最終年度であり、上記の労働災害発生状況を踏まえると、相当の危機感を持って労働災害防止対策に取り組む必要があります。

労働災害は本来あってはならないものであり、特に死亡災害の撲滅を目指した不断の取組が必要です。また、労働災害のない職場づくりは、人材を確保・養成し、企業活動を活性化する上でも、大きなメリットをもたらします。事業者の皆様におかれましては、死亡災害の撲滅及び労働災害全体の減少に向け、基本的な安全活動の着実な実施・確認という原点に立ち返って企業の安全衛生活動を今一度総点検していただくよう要請いたします。

その上で、労使の皆様をはじめ、関係者が一体となって以下の取組を徹底し、労働災害防止に努めていただきますよう、併せて要請いたします。

- 1 安全作業マニュアルの遵守状況を確認するなど、職場内の安全衛生活動の総点検を実施すること
- 2 安全管理者、安全衛生推進者、安全推進者等を選任し、その職務を確実に遂行させるなど、事業場の安全管理体制を充実すること
- 3 雇入れ時教育等を徹底するなど、効果的な安全衛生教育を実施すること

平成29年9月22日

厚生労働省労働基準局

安全衛生部長 田中 誠二